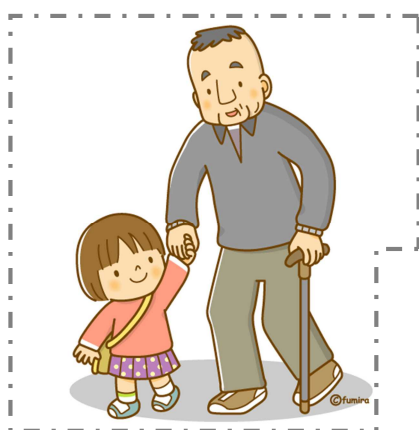


宮崎市の地域自治区

(令和7年3月末終了)

※ 地域自治区の制度は令和7年3月末をもって終了し、令和7年4月から新たな仕組みに移行します。



令和6年4月

宮崎市 地域振興部 地域コミュニティ課
地域まちづくり推進室

TEL 0985-42-9205

FAX 0985-22-0200

E-mail 01suisin@city.miyazaki.miyazaki.jp

目 次

1 地域自治区	1
2 地域協議会	2
3-1 地域自治区事務所	3
3-2 交流センター等（中央公民館を除く）	4
4 地域まちづくり推進委員会	5
5 地域自治区における多様な主体の役割	6
6 地域自治区の区割り	8
7 参 考	10
○ 地方自治法（抄） 第四節 地域自治区	10
○ 宮崎市地域自治区の設置等に関する条例	11
○ 宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例	18
○ 宮崎市地域自治区地域協議会に関する要綱	20
○ 宮崎市地域自治区地域協議会専門委員会の設置に関する要綱	22
○ 宮崎市地域自治区地域協議会委員推薦委員会設置要綱	23

1 地域自治区

宮崎市では、住民が主体となり、持続可能な地域コミュニティの形成を図るため、協働による取組を推進し、都市内分権の検討を進めていました。このような中、平成16年度に地方自治法が改正され、地域住民の声を市政に反映させる仕組みである「地域自治区制度」が新設されました。

そこで、本市では、条例などを整備し、平成18年1月の1市3町との合併を契機に、旧宮崎市内を15の区域に分け「地域自治区」を設け、合併町域（佐土原・田野・高岡）に合併特例区を設置しました。

その後、平成21年6月には、大宮地域自治区が大宮地域自治区と東大宮地域自治区に、平成22年6月には、大塚台・生目台地域自治区が大塚台地域自治区と生目台地域自治区に、それぞれ分離しています。

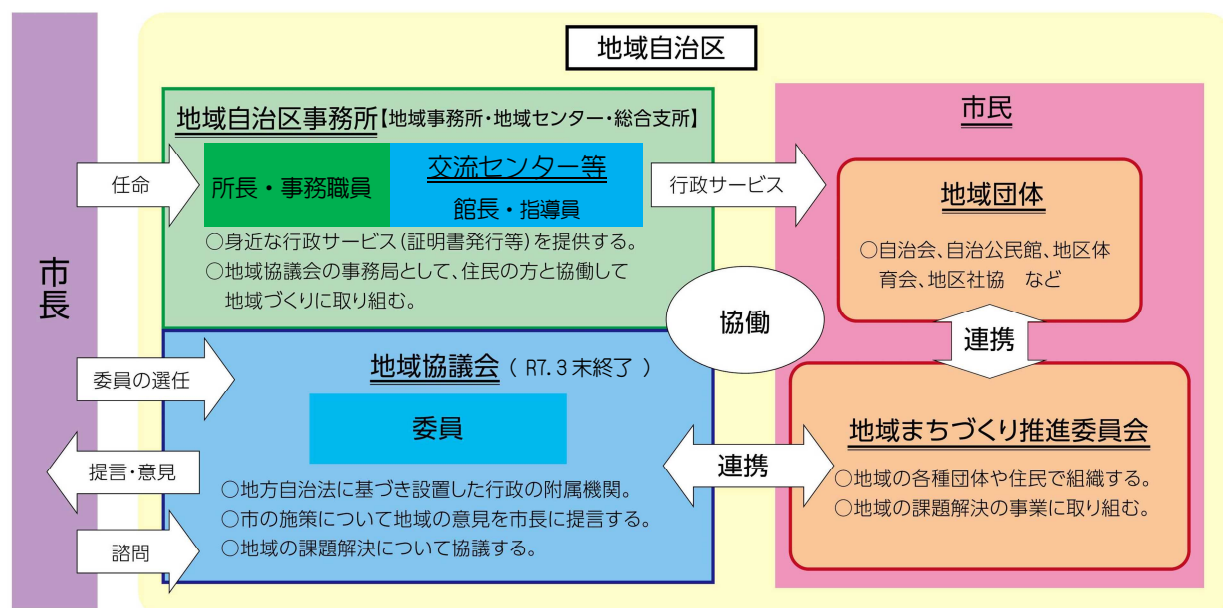
また、佐土原、田野、高岡の3つの合併特例区は平成23年1月に、平成22年3月に合併した清武町の合併特例区は、平成27年3月に地域自治区へ移行しました。

さらに、平成28年4月に赤江地域自治区が赤江地域自治区と本郷地域自治区に分離し、現在、22の地域自治区で、住民ニーズへの対応や地域課題の解決に向けた取組が進められています。

各地域自治区は「地域協議会」と「地域自治区事務所（地域事務所・地域センター・総合支所）」で構成され、それぞれの地域では、組織化に当たり、地域協議会の承認を受けた地域まちづくり推進委員会をはじめ、様々な地域団体が活動しています。

なお、中学校区を基準に設置している交流センターは、地域自治区事務所に属し、地域の学習拠点に加え、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進する役割がありますので、地域の学習を活動に生かしていくことが求められています。

※令和6年4月から公立公民館は、交流センターへ名称変更しました。（中央公民館を除く。）



2 地域協議会

地域自治区ごとに設置した地域協議会は、行政の附属機関として、市からの諮問に対応するとともに、地域課題の解決に向け、地域住民や各種団体等の意見を調整し、地域のまちづくりの政策決定を行ったり、市に対して施策の提言等を行ったりします。

地域協議会の委員は、地域自治区内に住所を有し、地域内で活動する自治会や自治公民館、子ども会、老人クラブ、地区社会福祉協議会、NPOといった各種団体等の代表や公募による者で構成され、定数は、地域自治区内の人口が5万人未満の場合は20名以内、5万人以上の場合は25名以内で、任期は2年（第10期地域協議会委員は、地域自治区の制度が令和7年3月末で終了することから、任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日の1年）となっています。また、地域協議会の委員は、地方公務員法の規定による特別職で、公職選挙法において、地位を利用した選挙運動が禁止されています。

市が作成している「審議会等の設置及び運営に関する指針」では、多様な人材の参画を得るとともに、男女共同参画を促す視点から、委員が連続して就任する期間は3期若しくは6年とすること、委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の40%未満とならないよう努めることとしています。また、「審議会等の設置及び運営に関する指針」では、委員がその職務を十分に果たせるよう、年齢及び兼職数には十分配慮するものとし、他の審議会等の委員と兼ねることができる件数は、最高5件を目安とされています。

【 地域協議会の役割 】

事項	主な内容
地域の連携強化	地域の実態を把握し、活動にかかわる団体間の意見調整を行い、地域魅力発信プランの策定や改訂を行うなど、地域のまちづくりの政策決定を行います。 また、事務局である地域自治区事務所と連携し、地域のまちづくりを担う団体が、主体的に、あるいは連携して、活動に取り組みやすくなるよう、環境の整備を図ります。
住民主体のまちづくりの推進	地域まちづくり推進委員会が、地域の多様な主体で構成するネットワーク組織となり、個々の団体では対応が困難な事業に取り組んでいけるよう、実施する事業の計画や実績を協議し、意見を述べたり、相互に調整しながら、活動の原資となる地域コミュニティ活動交付金の使途を決定したりします。
施策の提言	地域のまちづくりのほか、住民ニーズへの対応や地域課題の解決に向けて必要な施策を市に提言します。なお、提言には、地域振興に係る市の施策の改善や、市と地域との協働に係る取組等を含みます。
諮問の協議	市の施策の決定や変更等で地域自治区に関係する案件について、市長の諮問を受け、委員間で協議したうえで、市に意見を述べます。
その他	地域自治区事務所で行う事務について意見を述べます。

3-1 地域自治区事務所

地域自治区事務所には、地域協議会の事務局としての「地域協議会運営業務」と、日常生活や地域活動における困りごとなどの相談、地域住民の意見調整、地域の各種団体との連絡調整を行う「地域振興業務」、住民票などの各種証明書の発行を行う「窓口業務」があり、住民に身近な行政機関としての役割を担っています。

【 地域自治区事務所の役割 】

役割	主な内容
地域協議会運営業務	地域協議会の事務局として、会議を円滑に運営します。 ① 地域協議会の開催に関すること ② 地域課題の整理、情報の提供に関すること ③ 地域協議会での協議事項に関すること ④ 地域協議会の会議録に関すること ⑤ 意見書、提言書、答申に関すること ⑥ その他の庶務及び運営に関して必要な事項
地域振興業務	地域住民の意見調整や各種団体との連絡調整などを通して、住民ニーズや地域課題を把握し、地域における環境整備などの要望を調整します。 また、住民ニーズへの対応や地域課題の解決に向け、主体的に、あるいは地域の多様な主体と連携して取り組む地域まちづくり推進委員会の運営を支援するため、事務局への情報提供のほか、運営に係る協議や相談等に対応します。
窓口業務 ※ 中央西、小戸、大宮、生目台、小松台、本郷地域事務所では、窓口業務は行っていません。	各種証明書の発行のほか、各種申請用紙やパンフレットなどを配置しています。 ・ 住民票の写しの交付、住民票の記載事項証明書 ・ 戸籍及び除籍謄抄本の交付、戸籍の附票の写しの交付、戸籍届書記載事項証明、戸籍受理証明 ・ 身分証明書の交付 ・ 印鑑登録証明 ・ 公的年金受給者の現況届証明 ・ 市税に関する諸証明 ※ 市税に関する証明書の中には、市民課（本庁舎1階）のみの発行となるものがあります。

3-2 交流センター等（中央公民館を除く）

社会環境が大きく変化し、ライフスタイルも変容する中で、自治会の加入率が低下するなど、地縁による結びつきは弱くなっていますが、地域や社会課題の解決に向け、特定の分野で活動する団体や事業者による取組は進展しています。

本市では、地域のまちづくりのへの住民参画と多様な主体の協働の取組を推進するため、地域自治区制度を導入していますが、地域自治区を軸としたまちづくりには、地域協議会の運営をはじめ、地域まちづくり推進委員会、自治会や自治公民館等の各種団体が実施する事業の継続性や実効性を高めていけるよう、地域自治区事務所と交流センター等が連携した取組が重要となります。

そこで、公立公民館等や交流センターが、生涯学習と地域活動の拠点となるよう、平成21年度から教育委員会の補助執行として、市長部局が管理運営に係る事務を所管（平成28年度からは、公立公民館等や交流センターのコミュニティ施設への移行を見据え、整備に係る事務を市長部局に移管している）し、地域のまちづくりの視点に立った管理運営を行っています。

また、令和4年度から市長部局の所管施設である交流センター等をコミュニティ施設に転換しています。さらに令和6年度から教育委員会所管施設である公立公民館等（中央公民館を除く。）も、市長部局の所管となり、館の名称を交流センターに変更のうえ、コミュニティ施設に転換しています。交流センター等では、「交流、地域活動及び生涯学習の拠点施設」として、社会教育事業のほか、幅広いニーズに対応できるようにしています。

【 交流センター等の対象施設 】

施設の種類（所管）	対象施設（根拠規定）
交流センター等 コミュニティ施設 （市長部局）	宮崎市 <u>交流センター</u> 条例第2条に掲げる施設 地区交流センター、久峰地区交流センター別館、 田野地区交流センター東・西・南・北分館 宮崎市学習等供用施設条例第2条に掲げる <u>那珂地区公民館</u>
<参考> 社会教育施設 （教育委員会）	宮崎市 <u>公民館</u> 条例第2条に掲げる中央公民館

【 交流センター等の役割 】

役割		業務	主な内容
つどう	地域に根ざす	① 施設や設備の提供 ② 体育・レクリエーション等に関する集会の開催	ア 使用基準に沿った施設や設備の提供 イ 地区生涯学習推進協議会の活動
まなぶ	生活文化水準を高め、課題解決能力を向上させる	① 定期講座の開設 ② 講習会や展示会等の開催 ③ 図書・資料等の整備	ア 各種講座の企画、立案、実施 イ 移動公民館の実施 ウ 自主グループ、講座グループの育成 エ 読書活動の推進 オ 各種資料の作成や整備 カ 館報等の発行
むすぶ	地域の連帯を強める	① 各種団体の活動支援 ② 各種団体や関係機関等との連絡調整	ア 地域の各種団体の育成 イ 地域スポーツや文化行事等の共催

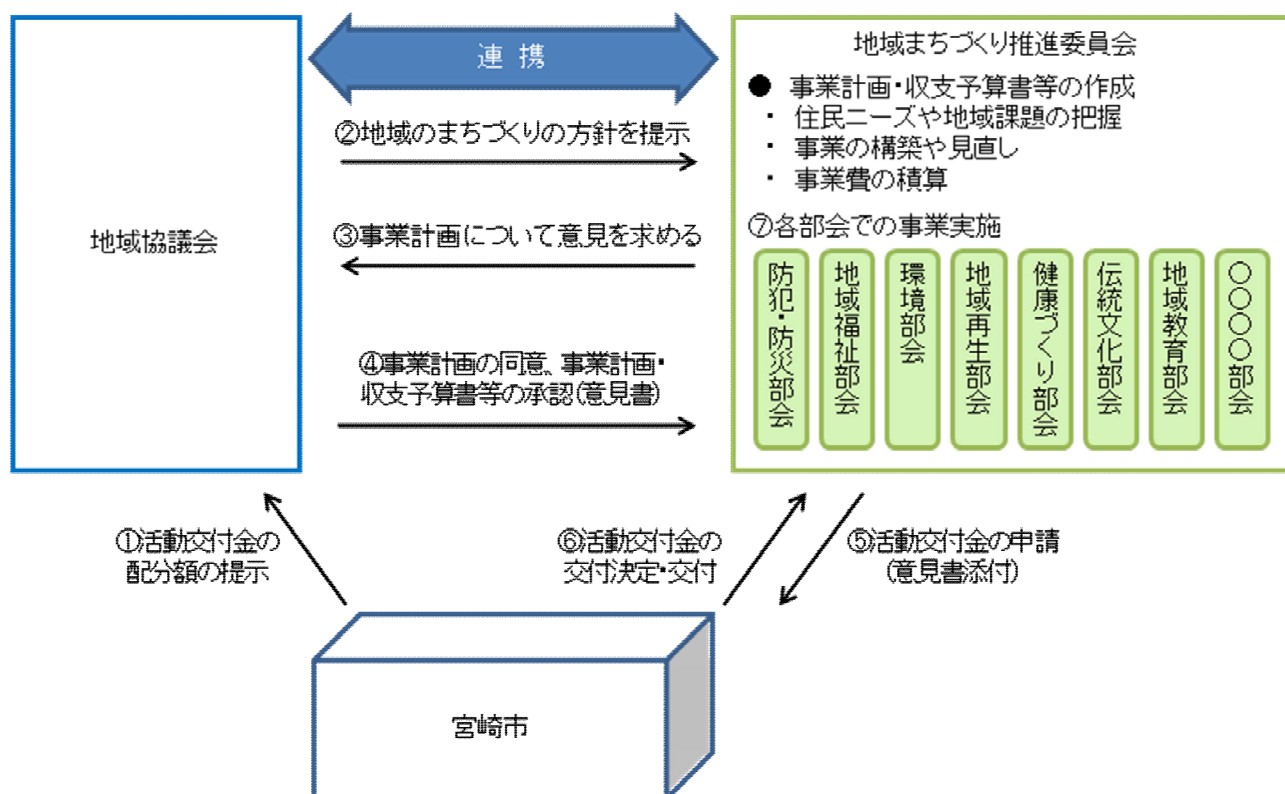
4 地域まちづくり推進委員会

地域まちづくり推進委員会（「地区振興会」「まちづくり委員会」「地域づくり協議会」「地域づくり推進委員会」「まちづくり協議会」など、各地域で名称は異なる。）は、地域コミュニティ活動交付金の交付を受け、まちづくりを実践する地域住民の組織で、現在、27団体が活動されています。

地域まちづくり推進委員会は、組織化に当たり、地域協議会の承認を受けた公益性の高い団体であり、個々の団体等では対応が困難な事業に取り組むことが求められるため、住民ニーズへの対応や地域課題の解決に向け、地域の実情を把握し、地域の特性や資源を生かして、自主的に、あるいは地域の各種団体等と連携して取り組む必要があります。

地域まちづくり推進委員会は、誰でも、自由に参加することができ、その構成は、地域住民のほか、自治会や子ども会、PTAなどの各種団体、NPOや事業者に所属するなど様々であり、地域自治区におけるネットワーク組織として、複数の部会（又は実行委員会）を組織し、様々な分野で各種事業を実施しています。

【 地域コミュニティ活動交付金を活用した事業実施までの流れ 】



5 地域自治区における多様な主体の役割

住民、各種団体、事業者、市が、住民ニーズや地域課題に適切に対応していくには、個々の活動だけではなく、個々で対応できないところは相互に連携することが重要になりますので、本市では、地域の多様な主体の特性や役割などにに基づき、活動主体を「自助」「互助」「共助」「公助」に区分し、これらの取組を推進しています。

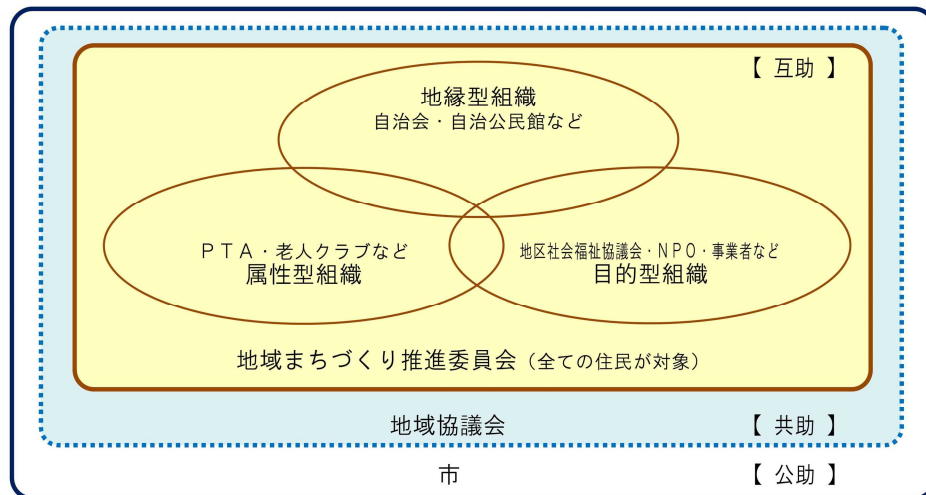
また、これらの取組に当たっては、活動の継続性や実効性を高めるため、住民、各種団体、事業者、市が有する資源や得意分野を生かし、協力して取り組む（協働）とともに、活動の経済性が高められるよう、市をはじめ、専門性や経営ノウハウを有するNPOや事業者と連携して取り組む（共創）ことで、新たな価値の創出を図っていきます。

【 地域自治区における多様な主体の役割分担 】

← 住民主導	住民、各種団体、事業者や市が連携し、地域課題の解決に向けて取り組む領域 ← 協 働 →			市主導 →
自助	互助		共助	公助
住民が自主的、自発的に行動する領域	・住民や各種団体等の自主的、自発的な活動で市の協力が必要となる領域 ・事業者が社会貢献として、市民と取り組む領域		住民や各種団体等と市が一体となった活動で市民参画を求める領域	市の責任で処理する領域
例) 私費で対応するもの	例) 個人や家族で対応が難しく、地縁やテーマ等のつながりにより、会費や補助金を活用して取り組む事業等	例) 個々の団体等で対応が困難なもので、地域コミュニティ活動交付金を活用して取り組む事業等	例) 地域自治区のまちづくりに係る政策決定や意見調整など、市と密接に連携した取組	例) 避難所整備、防災・災害情報の配信、公立公民館・生きがい・子育て支援施設の整備・管理運営、各種保険給付等
個人・家庭	自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、PTA、NPO、事業者等	地域まちづくり推進委員会	地域協議会 (市の附属機関)	市
	小さな地域自治	大きな地域自治 【 地域自治区単位の取組 】		
	NPOや事業者、市の協力のもと、市民活動団体等が経済性のある活動※に取り組む領域 ← 共 創 →			

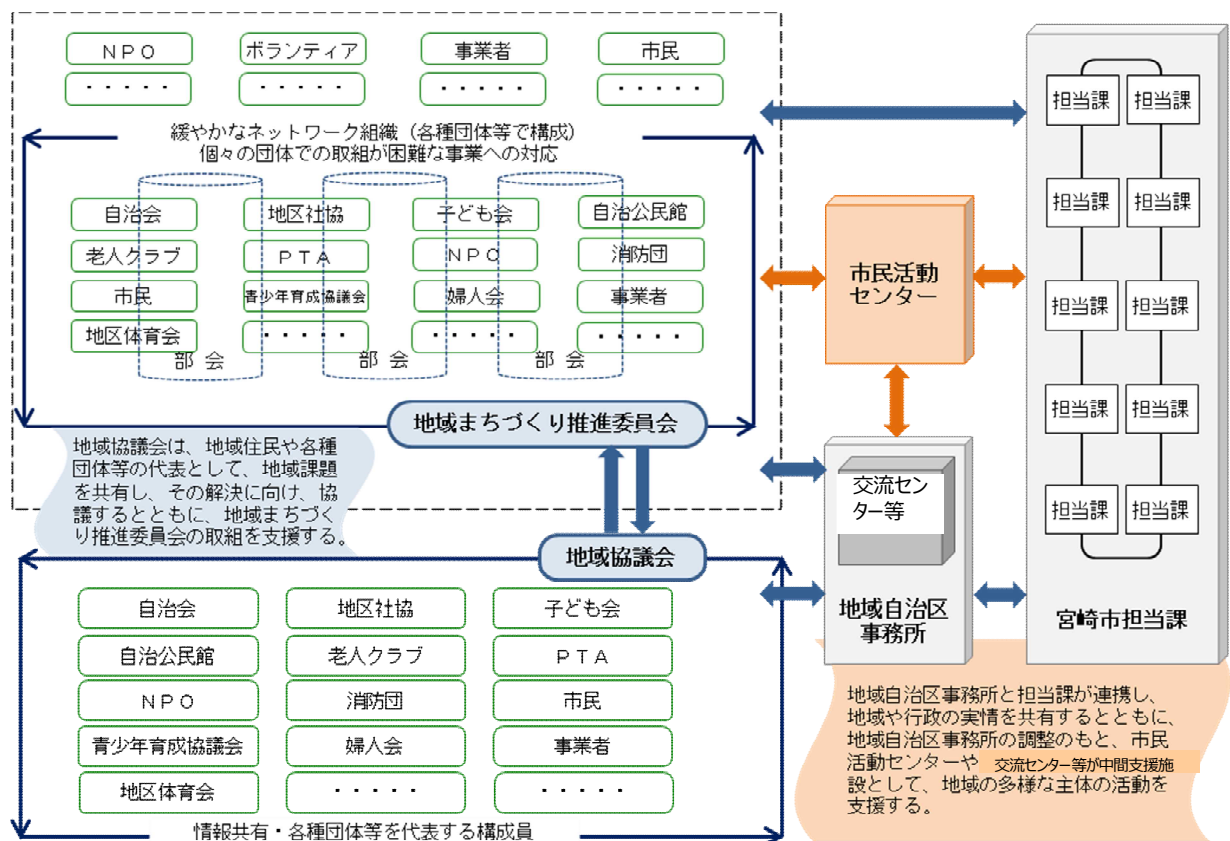
※ 地域課題を経営的な手法を用いて解決する取組で、収益性はあるものの、事業費の一部に補助金や交付金などの充当を必要とする取組のほか、低廉な料金設定による有償ボランティアといった生業にすることが難しい取組など、既存の市場原理で対応できないものを指します。

【 地域自治区における多様な主体の関係 】



住民ニーズや地域課題は、多様で高度化しており、これらの解決に向けては、一律の制度やサービスでは、対応が難しくなっていることから、地域の特性に合わせ、多様な主体が「協働」して取り組むことが求められます。

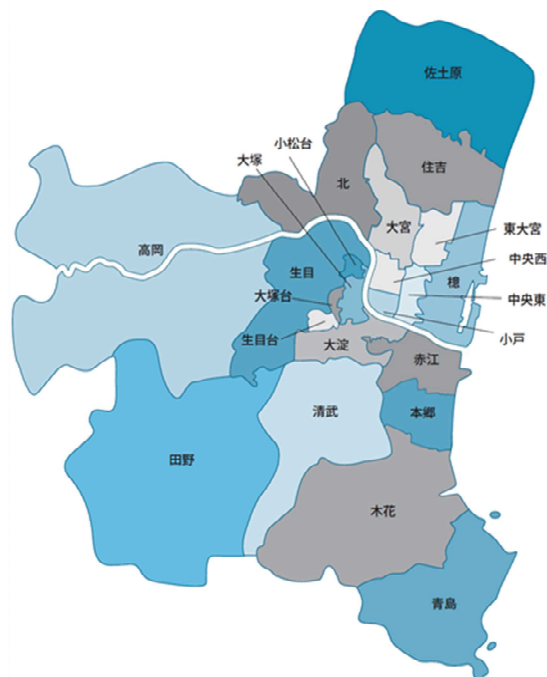
また、地域のまちづくりを持続可能なものとしていくには、活動拠点の確保と必要な人材を育成する生涯学習の要素が不可欠であるため、交流センター等と地域自治区事務所の連携を強化し、中間支援機能を有する市民活動センターと協力しながら、地域の学習を活動に結びつける取組を推進していきます。



6 地域自治区の区割り

宮崎市では、佐土原町、田野町、高岡町との合併を契機に、地域自治区制度を導入していますが、地域自治区の区割りは、関係団体を代表する１５名の「宮崎市地域自治区設置検討委員会」での全市的な視点による検討をはじめ、各地域では、「地域自治区地区検討会」を開催し、地域の実情に応じた個別の検討が行われ、これらの意見を参考に、地域自治区の区割りの考え方を地域自治区区割計画として整理しています。

区割りの見直しが必要となる場合は、15名以内の市民委員による「宮崎市地域自治区検討委員会」で、地域の実情にあった区割りのあり方等を検討します。



【地域自治区区割計画】

- ① 地域のまとまりとしては昭和の合併前の町村域を基本とする
- ② 行政の効率性を考慮する
- ③ 支所の管轄区域は一部を除き、原則、そのままとする
- ④ 町・丁・大字を単位とする

【地域自治区の区域一覧（令和6年1月1日現在の住民基本台帳に基づく調整人口）】

地域自治区		区域	面積 ／km ²	人口 ／人
①	中央東	橘通東 橘通西 松山 川原町 旭 宮田町 別府町 広島 老松 瀬頭 錦本町 錦町 江平東 江平町 江平中町 江平東町 高千穂通 丸島町 江平西 権現町 北権現町 柳丸町 青葉町 下原町 大和町 堀川町 吾妻町 瀬頭町 宮崎駅東 2～3 丁目	4. 1	27, 814
②	中央西	清水 大橋 和知川原 西池町 原町 花殿町 中津瀬町 丸山 船塚 霧島 祇園	3. 6	19, 926
③	小戸	大工 鶴島 松橋 末広 元宮町 高松町 西高松町 南高松町 北高松町 千草町 中央通 上野町	2. 0	10, 546
④	大宮	池内町 南方町 平和が丘東町 平和が丘西町 平和が丘北町 下北方町 花ヶ島町 南花ヶ島町 神宮西 矢の先町 神宮 神宮町 神宮東	12. 3	23, 460
⑤	東大宮	大島町 波島 東大宮 村角町 桜町	5. 8	17, 564

地域自治区		区域	面積 (km ²)	人口 (人)
⑥	大淀	大淀 東大淀 太田 中村東 中村西 南町 淀川 谷川 谷川町 天満 天満町 京塚 京塚町 大坪東 大坪西 大坪町 花山手東 花山手西 福島町 福島町1～3丁目 古城町 北川内町 源藤町 薫る坂	11.9	22,309
⑦	大塚	大塚町 江南	3.9	20,492
⑧	檉	山崎町 阿波岐原町 新別府町 昭栄町 新栄町 稗原町 吉村町 浮城町 新城町 曾師町 宮脇町 浄土江町 昭和町 永楽町 潮見町 大王町 出来島町 前原町 中西町 高洲町 一の宮町 日ノ出町 田代町 小戸町 港 港東 宮崎駅東1丁目	17.2	39,632
⑨	大塚台	大塚台東 大塚台西	1.1	6,024
⑩	生目台	生目台東 生目台西	1.7	6,425
⑪	小松台	小松台北町 小松台東 小松台西 小松台南町 桜ヶ丘町	0.8	6,767
⑫	赤江	大字恒久 恒久 恒久南 城ヶ崎 宮の元町 大字田吉の一部 大字赤江の一部 月見ヶ丘 大字本郷北方の一部 大字本郷南方の一部	13.6	34,107
⑬	本郷	大字田吉の一部 大字赤江の一部 大字本郷北方の一部 大字本郷南方の一部 希望ヶ丘 本郷 大字郡司分 東宮 まなび野	12.1	21,368
⑭	木花	大字熊野 大字加江田 大字鏡洲 学園木花台西 学園木花台北 学園木花台南 学園木花台桜	65.5	11,672
⑮	青島	青島 青島西 大字折生迫 大字内海	41.8	3,369
⑯	住吉	大字芳土 大字新名爪 大字島之内 大字広原 大字塩路	26.8	21,786
⑰	生目	大字浮田 大字生目 大字長嶺 大字細江 大字富吉 大字有田 大字柏原 大字跡江 大字小松	34.5	12,029
⑱	北	大字上北方 大字瓜生野 大字大瀬町 大字糸原 大字金崎 大字吉野 大字堤内	27.3	6,502
⑲	佐土原	佐土原町下田島 佐土原町下那珂 佐土原町上田島 佐土原町東上那珂 佐土原町西上那珂 佐土原町下富田 佐土原町伊倉 佐土原町石崎1丁目～3丁目 佐土原町松小路	56.8	34,263
⑳	田野	田野町 田野町あけぼの1丁目～4丁目 田野町南原1丁目～3丁目	108.3	11,363
㉑	高岡	高岡町飯田 高岡町内山 高岡町浦之名 高岡町小山田 高岡町上倉永 高岡町紙屋 高岡町五町 高岡町下倉永 高岡町高浜 高岡町花見 高岡町飯田1丁目～4丁目	144.6	10,966
㉒	清武	清武町加納 清武町池田台 清武町池田台北 清武町加納1丁目～5丁目 清武町あさひ1丁目～2丁目 清武町船引 清武町正手1丁目～3丁目 清武町今泉 清 武町木原 清武町新町1丁目～2丁目 清武町西新町 清 武町岡1丁目～3丁目	47.8	29,022

※ 上記区域について、自治会の区割りが複数の地域自治区にまたがる場合は、地域自治区が異なるなど、一部例外があります。詳しくは、地域自治区地域事務所にお尋ねください。

※ 地域自治区の人口は、地縁団体の区域が2以上の地域自治区にまたがっている場合、いずれか1つの地域自治区内となるよう、住民基本台帳に基づき、調整した人口になります。

7 参考

○ 地方自治法（抄） 第四節 地域自治区

（地域自治区の設置）

第二百二条の四 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

3 地域自治区の事務所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。

4 第四条第二項の規定は第二項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第一百七十五条第二項の規定は前項の事務所の長について準用する。

（地域協議会の設置及び構成員）

第二百二条の五 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。

5 第二百三条の二第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

（地域協議会の会長及び副会長）

第二百二条の六 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。

3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（地域協議会の権限）

第二百二条の七 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

三 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

3 市町村長その他の市町村の機関は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

（地域協議会の組織及び運営）

第二百二条の八 この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

（政令への委任）

第二百二条の九 この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 宮崎市地域自治区の設置等に関する条例

平成17年10月 1 日

条例第62号

(設置)

第1条 地域の住民の意見を反映させつつ行政運営を行うとともに、市民に身近な行政サービスを提供するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の4第1項の規定に基づき、地域自治区を設置する。

第2条 地域自治区は、次のとおりとする。

中央東地域自治区
中央西地域自治区
小戸地域自治区
大宮地域自治区
東大宮地域自治区
大淀地域自治区
大塚地域自治区
檉地域自治区
大塚台地域自治区
生目台地域自治区
小松台地域自治区
赤江地域自治区
本郷地域自治区
木花地域自治区
青島地域自治区
住吉地域自治区
生目地域自治区
北地域自治区
佐土地域自治区
田野地域自治区
高岡地域自治区
清武地域自治区

2 前項の地域自治区の区域は、別表第1のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、法第260条の2第1項に規定する地縁による団体（以下「地縁団体」という。）と協議の上、地縁団体の区域が2以上の地域自治区の区域にまたがっている場合にあっては当該地縁団体の区域をこれらの地域自治区のうちいずれか1の地域自治区の区域内と、1の地域自治区の区域にある地縁団体の区域を隣接する他の地域自治区の区域とすることが適当と認める場合にあっては当該地縁団体の区域を他の地域自治区の区域内とすることができる。

(地域自治区の事務所)

第3条 地域自治区の事務所の名称、位置及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

(地域協議会の委員の定数)

第4条 地域協議会の委員（法第202条の5第2項の地域協議会の構成員をいう。以下「委員」という。）の定数は、当該地域協議会が置かれる地域自治区の区域の前年度の4月1日における人口（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されている住民の数をいう。）が5万人未満の地域自治区にあっては20名以内、5万人以上の地域自治区にあっては25名以内とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

第6条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員には、報酬を支給しない。

2 委員が地域協議会の会議に出席したときは、費用弁償として1日につき3,000円を支給する。

3 前項に規定するもののほか、委員が公務のため旅行するときは、宮崎市旅費支給条例(昭和44年条例第8号)の例により、宮崎市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第44号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による6級の職務にある者に支給する旅費に相当する費用を支給する。

(地域協議会の会長及び副会長)

第8条 地域協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会長及び副会長の選任及び解任)

第9条 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 市長は、会長又は副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、その会長又は副会長を解任することができる。

(1) 第6条各号のいずれかに該当するとき。

(2) その職に必要な適格性を欠くと認める場合であって地域協議会に出席する委員の3分の2以上の同意があるとき。

(地域協議会の意見を聴かなければならない重要事項)

第10条 法第202条の7第2項の条例で定める市の施策に関する重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の総合計画、市の施策に関する基本計画その他これらに準ずる計画に関する事項

(2) 地域自治区の区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置及び廃止に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(地域協議会の会議)

第11条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の選任後最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。

3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席する委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

7 会長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

(地域協議会の庶務)

第12条 地域協議会の庶務は、当該地域自治区の事務所において行う。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(宮崎市支所設置条例の廃止)

- 2 宮崎市支所設置条例（昭和51年条例第3号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行後最初に選任される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。
- 4 第3条の規定にかかわらず、宮崎市大宮地域事務所、宮崎市大淀地域事務所、宮崎市大塚地域事務所、宮崎市檍地域事務所及び宮崎市大塚台・生目台地域事務所の位置は、それぞれ市長が別に定める日までの間、宮崎市橘通西1丁目1番1号とする。

附 則（平成17年11月29日条例第72号抄）

(施行期日)

- 1 この条例（中略）は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年6月28日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月28日条例第55号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第3号）

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 平成21年4月1日
 - (2) 第2条第1項の改正規定、別表第1の改正規定、別表第2の改正規定（同表宮崎市大宮地域事務所の項の次に宮崎市東大宮地域事務所の項を加える部分に限る。）及び附則第3項の規定 平成21年6月1日
 - (3) 別表第2の改正規定（同表宮崎市大宮地域事務所の項中「村角町島ノ前1346番地1」を「下北方町下郷6101番地」に改める部分に限る。） 規則で定める日（平成21年11月規則第49号で、同21年11月9日から施行）

(経過措置)

- 2 平成21年5月31日において大宮地域自治区の地域協議会の委員である者の任期は、改正後の宮崎市地域自治区の設置等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。
- 3 平成21年6月1日以後最初に選任される大宮地域自治区又は東大宮地域自治区の地域協議会の委員の任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成22年3月30日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次号に掲げる規定以外の規定 平成22年4月1日
 - (2) 第2条第1項の改正規定、別表第1の改正規定、別表第2の改正規定（宮崎市大塚台地域事務所の項及び宮崎市生目台地域事務所の項に係る部分に限る。）並びに次項及び附則第5項の規定 平成22年6月1日
- 2 宮崎市生目台地域事務所の位置は、改正後の宮崎市地域自治区の設置等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定にかかわらず、規則で定める日までの間、宮崎市大塚台西2丁目18番地1とする。

- 3 宮崎市小松台地域事務所の位置は、新条例第3条の規定にかかわらず、規則で定める日までの間、宮崎市大字浮田3153番地1とする。
- 4 平成22年5月31日において大塚台・生目台地域自治区の地域協議会の委員である者の任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。
- 5 平成22年6月1日以後最初に選任される大塚台地域自治区又は生目台地域自治区の地域協議会の委員の任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則（平成22年9月30日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行後最初に選任される佐土原地域自治区、田野地域自治区又は高岡地域自治区の地域協議会の委員の任期は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。
（宮崎市総合支所設置条例の一部改正）
- 3 宮崎市総合支所設置条例（平成17年条例第79号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成26年12月25日条例第105号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年3月23日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行後最初に選任される清武地域自治区の地域協議会の委員の任期は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則（平成27年12月21日条例第64号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日条例第51号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成29年1月規則第5号で、同29年3月27日から施行）

附 則（平成30年12月20日条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月25日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月23日条例第58号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。（後略）（令和4年1月規則第2号で、同4年4月18日から施行）

別表第1（第2条関係）

地域自治区	区域
中央東地域自治区	橋通東1丁目 橋通東2丁目 橋通東3丁目 橋通東4丁目 橋通東5丁目 橋通西1丁目 橋通西2丁目 橋通西3丁目 橋通西4丁目 橋通西5丁目 松山1丁目 松山2丁目 川原町 旭1丁目 旭2丁目 宮田町 別府町 広島1丁目 広島2丁目 老松1丁目 老松2丁目 瀬頭1丁目 瀬頭2丁目 錦本町 錦町 江平東1丁目 江平東2丁目 江平町1丁目 江平中町 江平東町 高千穂通1丁目 高千穂通2丁目 丸島町 江平西1丁目 江平西2丁目 権現町 北権現町 柳丸町 青葉町 下原町 大和町 堀川町 吾妻町 瀬頭町 宮崎駅東2丁目 宮崎駅東3丁目

中央西地域自治区	清水 1 丁目 清水 2 丁目 清水 3 丁目 大橋 1 丁目 大橋 2 丁目 大橋 3 丁目 和知川原 1 丁目 和知川原 2 丁目 和知川原 3 丁目 西池町 原町 花殿町 中津瀬町 丸山 1 丁目 丸山 2 丁目 船塚 1 丁目 船塚 2 丁目 船塚 3 丁目 霧島 1 丁目 霧島 2 丁目 霧島 3 丁目 霧島 4 丁目 霧島 5 丁目 祇園 1 丁目 祇園 2 丁目 祇園 3 丁目 祇園 4 丁目
小戸地域自治区	大工 1 丁目 大工 2 丁目 大工 3 丁目 鶴島 1 丁目 鶴島 2 丁目 鶴島 3 丁目 松橋 1 丁目 松橋 2 丁目 末広 1 丁目 末広 2 丁目 元宮町 高松町 西高松町 南高松町 北高松町 千草町 中央通 上野町
大宮地域自治区	池内町 南方町 平和が丘東町 平和が丘西町 平和が丘北町 下北方町 花ヶ島町 南花ヶ島町 神宮西 1 丁目 神宮西 2 丁目 矢の先町 神宮 1 丁目 神宮 2 丁目 神宮町 神宮東 1 丁目 神宮東 2 丁目 神宮東 3 丁目
東大宮地域自治区	大島町 波島 1 丁目 波島 2 丁目 東大宮 1 丁目 東大宮 2 丁目 東大宮 3 丁目 東大宮 4 丁目 村角町 桜町
大淀地域自治区	大淀 1 丁目 大淀 2 丁目 大淀 3 丁目 大淀 4 丁目 東大淀 1 丁目 東大淀 2 丁目 太田 1 丁目 太田 2 丁目 太田 3 丁目 太田 4 丁目 中村東 1 丁目 中村東 2 丁目 中村東 3 丁目 中村西 1 丁目 中村西 2 丁目 中村西 3 丁目 南町 3 丁目 淀川 1 丁目 淀川 2 丁目 淀川 3 丁目 谷川 1 丁目 谷川 2 丁目 谷川 3 丁目 谷川町 3 丁目 天満 1 丁目 天満 2 丁目 天満 3 丁目 天満町 京塚 1 丁目 京塚 2 丁目 京塚町 大坪東 1 丁目 大坪東 2 丁目 大坪東 3 丁目 大坪西 1 丁目 大坪西 2 丁目 大坪町 花山手東 1 丁目 花山手東 2 丁目 花山手東 3 丁目 花山手西 1 丁目 花山手西 2 丁目 福島町 福島町 1 丁目 福島町 2 丁目 福島町 3 丁目 古城町 北川内町 源藤町 薫る坂 1 丁目 薫る坂 2 丁目
大塚地域自治区	大塚町 江南 1 丁目 江南 2 丁目 江南 3 丁目 江南 4 丁目
憶地域自治区	山崎町 阿波岐原町 新別府町 昭栄町 新栄町 稗原町 吉村町 浮城町 新城町 曾師町 宮脇町 浄土江町 昭和町 永楽町 潮見町 大王町 出来島町 前原町 中西町 高洲町 一の宮町 日ノ出町 田代町 小戸町 港 1 丁目 港 2 丁目 港 3 丁目 港東 1 丁目 港東 2 丁目 港東 3 丁目 宮崎駅東 1 丁目
大塚台地域自治区	大塚台東 1 丁目 大塚台東 2 丁目 大塚台西 1 丁目 大塚台西 2 丁目 大塚台西 3 丁目
生目台地域自治区	生目台東 1 丁目 生目台東 2 丁目 生目台東 3 丁目 生目台東 4 丁目 生目台東 5 丁目 生目台西 1 丁目 生目台西 2 丁目 生目台西 3 丁目 生目台西 4 丁目 生目台西 5 丁目
小松台地域自治区	小松台北町 小松台東 1 丁目 小松台東 2 丁目 小松台東 3 丁目 小松台西 1 丁目 小松台西 2 丁目 小松台西 3 丁目 小松台南町 桜ヶ丘町
赤江地域自治区	大字恒久 恒久 1 丁目 恒久 2 丁目 恒久 3 丁目 恒久 4 丁目 恒久 5 丁目 恒久 6 丁目 恒久南 1 丁目 恒久南 2 丁目 恒久南 3 丁目 恒久南 4 丁目 城ヶ崎 1 丁目 城ヶ崎 2 丁目 城ヶ崎 3 丁目 城ヶ崎 4 丁目 宮の元町 大字田吉の一部 大字赤江の一部 月見ヶ丘 1 丁目 月見ヶ丘 2 丁目 月見ヶ丘 3 丁目 月見ヶ丘 4 丁目 月見ヶ丘 5 丁目 月見ヶ丘 6 丁目 月見ヶ丘 7 丁目 大字本郷北方の一部 大字本郷南方の一部
本郷地域自治区	大字田吉の一部 大字赤江の一部 大字本郷北方の一部 大字本郷南方の一部 希望ヶ丘 1 丁目 希望ヶ丘 2 丁目 希望ヶ丘 3 丁目 希望ヶ丘 4 丁目 本郷 1 丁目 本郷 2 丁目 本郷 3 丁目 大字郡司分 東宮 1 丁目 東宮 2 丁目 まなび野 1 丁目 まなび野 2 丁目 まなび野 3 丁目
木花地域自治区	大字熊野 大字加江田 大字鏡洲 学園木花台西 1 丁目 学園木花台西 2

	丁目 学園木花台北1丁目 学園木花台北2丁目 学園木花台北3丁目 学園木花台南1丁目 学園木花台南2丁目 学園木花台南3丁目 学園木 花台桜1丁目 学園木花台桜2丁目
青島地域自治区	青島1丁目 青島2丁目 青島3丁目 青島4丁目 青島5丁目 青島6 丁目 青島西1丁目 青島西2丁目 大字折生迫 大字内海
住吉地域自治区	大字芳土 大字新名爪 大字島之内 大字広原 大字塩路
生目地域自治区	大字浮田 大字生目 大字長嶺 大字細江 大字富吉 大字有田 大字柏 原 大字跡江 大字小松
北地域自治区	大字上北方 大字瓜生野 大字大瀬町 大字糸原 大字金崎 大字吉野 大字堤内
佐土原地域自治区	佐土原町下田島 佐土原町下那珂 佐土原町上田島 佐土原町東上那珂 佐土原町西上那珂 佐土原町下富田 佐土原町伊倉 佐土原町石崎1丁目 佐土原町石崎2丁目 佐土原町石崎3丁目 佐土原町松小路
田野地域自治区	田野町 田野町あけぼの1丁目 田野町あけぼの2丁目 田野町あけぼの 3丁目 田野町あけぼの4丁目 田野町南原1丁目 田野町南原2丁目 田野町南原3丁目
高岡地域自治区	高岡町飯田 高岡町内山 高岡町浦之名 高岡町小山田 高岡町上倉永 高岡町紙屋 高岡町五町 高岡町下倉永 高岡町高浜 高岡町花見 高岡 町飯田1丁目 高岡町飯田2丁目 高岡町飯田3丁目 高岡町飯田4丁目
清武地域自治区	清武町加納 清武町池田台 清武町池田台北 清武町加納1丁目 清武町 加納2丁目 清武町加納3丁目 清武町加納4丁目 清武町加納5丁目 清武町あさひ1丁目 清武町あさひ2丁目 清武町船引 清武町正手1丁 目 清武町正手2丁目 清武町正手3丁目 清武町今泉 清武町木原 清 武町新町1丁目 清武町新町2丁目 清武町西新町 清武町岡1丁目 清 武町岡2丁目 清武町岡3丁目

別表第2（第3条関係）

名称	位置	所管区域
宮崎市中央東地域事務所	宮崎市橘通西3丁目10番32号	中央東地域自治区の区域
宮崎市中央西地域事務所	宮崎市祇園1丁目49番地	中央西地域自治区の区域
宮崎市小戸地域事務所	宮崎市鶴島2丁目18番23号	小戸地域自治区の区域
宮崎市大宮地域事務所	宮崎市下北方町下郷6101番地	大宮地域自治区の区域
宮崎市東大宮地域事務所	宮崎市村角町島ノ前1346番地1	東大宮地域自治区の区域
宮崎市大淀地域事務所	宮崎市大坪町西六月2211番地1	大淀地域自治区の区域
宮崎市大塚地域事務所	宮崎市大塚町鎌ヶ迫2296番地3	大塚地域自治区の区域
宮崎市櫛地域事務所	宮崎市吉村町江田原甲265番地1	櫛地域自治区の区域
宮崎市大塚台地域事務所	宮崎市大塚台西2丁目18番地1	大塚台地域自治区の区域
宮崎市生目台地域事務所	宮崎市生目台東4丁目6番地2	生目台地域自治区の区域
宮崎市小松台地域事務所	宮崎市小松台西1丁目10番地7	小松台地域自治区の区域
宮崎市赤江地域センター	宮崎市大字田吉5730番地3	赤江地域自治区の区域
宮崎市本郷地域事務所	宮崎市大字本郷南方4061番地	本郷地域自治区の区域
宮崎市木花地域センター	宮崎市大字熊野591番地	木花地域自治区の区域
宮崎市青島地域センター	宮崎市青島西2丁目1番地	青島地域自治区の区域
宮崎市住吉地域センター	宮崎市大字島之内7409番地1	住吉地域自治区の区域

宮崎市生目地域センター	宮崎市大字浮田3000番地 1	生目地域自治区の区域
宮崎市北地域センター	宮崎市大字瓜生野3909番地40	北地域自治区の区域
宮崎市佐土原総合支所	宮崎市佐土原町下田島20660番地	佐土地域自治区の区域
宮崎市田野総合支所	宮崎市田野町甲2818番地	田野地域自治区の区域
宮崎市高岡総合支所	宮崎市高岡町内山2887番地	高岡地域自治区の区域
宮崎市清武総合支所	宮崎市清武町西新町 1 番地 1	清武地域自治区の区域

○ 宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例

平成28年 6 月24日

条例第35号

宮崎市では、自治会が、地域住民同士の親睦と絆（きずな）を育みながら、支え合い及び助け合いの精神で、地域住民の生活に最も身近で地域に密着した活動に取り組んできた。

また、地域まちづくり推進委員会も、それぞれの地域の特色を生かしながら、地域の課題の解決に向けた実践的な活動に取り組んできた。

このように、自治会及び地域まちづくり推進委員会は、地域の各種団体と連携しながら、その活動を通じて、住民主体のまちづくり及び地域社会の振興に大きく寄与してきた。

しかし、近年の価値観及び生活様式の多様化に伴い、地域に対する住民の関心及び住民相互のつながりが希薄化し、地域の活動に参加する住民が減少している。

このような現状において、住民相互の交流を促進しながら地域の連帯感を醸成し、住民が主体となって良好な地域社会を守り育てていくためには、自治会の活動（以下「自治会活動」という。）及び地域まちづくり推進委員会が行う地域のまちづくりに資する活動（以下「地域まちづくり推進活動」という。）の活性化を、市民、事業者及び市が連携して推進していく必要がある。

ここに、自治会活動及び地域まちづくり推進活動について、基本理念並びに市民、自治会、地域まちづくり推進委員会、事業者及び市の役割を定め、それらの活性化を推進するため、この条例を制定する。

（定義）

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）自治会 本市の一定の区域に住所を有する者（以下「地域住民」という。）の地縁に基づいて形成された団体であって、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っているものと認められるものをいう。
- （2）地域まちづくり推進委員会 まちづくりを行うために地域自治区（宮崎市地域自治区の設置等に関する条例（平成17年条例第62号）第1条の地域自治区をいう。）の区域内において住民が自らの意思に基づき組織した団体であって、当該地域自治区の地域協議会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の5第1項の地域協議会をいう。）の承認を受けたものをいう。
- （3）事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第2条 自治会活動及び地域まちづくり推進活動は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- （1）支え合い及び助け合いの精神に基づいて地域住民相互のつながりを強化すること。
- （2）地域住民の価値観及び自主性を尊重すること。
- （3）市民、自治会、地域まちづくり推進委員会、事業者及び市は、それぞれの役割を認識し、相互の理解及び連携の下に協働すること。

（市民の役割）

第3条 市民は、地域社会の重要性を理解し、その一員として、居住する地域の自治会への加入並びに自治会活動及び地域まちづくり推進活動への積極的な参加に努めるものとする。

（自治会の役割）

第4条 自治会は、地域住民の自治会への加入及び自治会活動への参加が図られ、かつ、地域住民の意見を十分に反映した活動が行われるよう開かれた組織づくりに努めるものとする。

2 自治会は、地域住民に対し、自治会活動に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

3 自治会は、自治会活動を担う人材の育成に努めるものとする。

（地域まちづくり推進委員会の役割）

第5条 地域まちづくり推進委員会は、地域における多様な需要及び資源に関する情報を的確に把握し、地域の内外で活動する個人及び法人その他の団体と連携しながら、地域の課題の解決及び魅力ある地域の形成に資する事業に取り組むよう努めるものとする。

- 2 地域まちづくり推進委員会は、広報活動を積極的に実施し、地域まちづくり推進活動に関する地域住民の理解及び関心を深め、地域住民の地域まちづくり推進活動への参加の促進に努めるものとする。
- 3 地域まちづくり推進委員会は、地域まちづくり推進活動を担う人材の育成に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員として、事務所又は事業所の所在する地域の自治会活動及び地域まちづくり推進活動に参加及び協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市内に居住する従業員の自治会への加入並びに自治会活動及び地域まちづくり推進活動への参加に配慮するよう努めるものとする。

第7条 市内における住宅の販売、賃貸又は管理を業として行う者（これらの代理又は媒介をする者を含む。）は、当該住宅に入居しようとする者の自治会への加入を勧めるよう努めるものとする。

(市の役割)

第8条 市は、市民に対し、自治会への加入並びに自治会活動及び地域まちづくり推進活動への参加が図られるよう情報の提供その他必要な措置を行うものとする。

- 2 市は、自治会及び地域まちづくり推進委員会が自立的かつ効果的な活動を行うことができるよう情報の提供、助言、関係者相互間の意見の調整その他必要な支援を行うものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 宮崎市地域自治区地域協議会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の5第1項の地域協議会に関し、宮崎市地域自治区の設置等に関する条例（平成17年条例第62号。以下「条例」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委員の選任)

第2条 市長は、当該地域自治区に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから、各地域自治区の地域協議会委員推薦委員会が推薦した者を条例第4条の地域協議会の委員（以下「委員」という。）に選任するものとする。

(1) 各地域自治区で活動する団体を代表する者

(2) 公募による者

2 前項第2号の規定により選任される各地域自治区の委員の数は、5人以内とする。

(地域協議会の会議)

第3条 条例第11条の協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、年4回とし、会長がやむを得ないと判断した場合を除き原則として2月、5月、8月及び11月に開催するものとする。

3 会議は、会長が必要と認めるときは、WEB会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用し、会議を開催することができる。

4 会議は、原則、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。なお、WEB会議システムを利用して会議に出席する委員は、会議の全部又は一部が非公開で行われる場合は、当該部分について、委員以外の者に視聴させてはならない。

(1) 会議において、宮崎市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が発言される見込みがあるとき。

(2) 会議を公開することにより、公正な会議の運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成されないと認められるとき。

5 会議にはオブザーバーを出席させることができる。なお、オブザーバーは、委員から意見を求められたときに発言することができるが、議決に加わることはできない。

6 オブザーバーには、当該地域自治区に住所を有する市議会議員及び所在する小中学校の校長など、必要と認める者を会議に出席させることができる。

(報償)

第3条の2 委員が、条例第11条の協議会の会議に、WEB会議システムを利用して出席したときは、報償として1日につき2,000円を支給するものとする。

2 宮崎市地域コミュニティ活動交付金に関する規則（平成21年規則第16号。以下「規則」という）第2条第3号の地域まちづくり推進委員会の委員が、宮崎市地域コミュニティ活動交付金に係る事業計画（規則第12条に基づくものをいう）又は実績の報告（規則第19条に基づくものをいう）の説明のために地域協議会に出席したときは、予算の範囲内において、報償として1日につき2,000円を支

給することができる。

(委員の資格の喪失)

第4条 委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 当該地域自治区内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 第2条第1項第1号の規定により選任される委員にあつては、当該団体に属しないこととなったとき。

(補欠委員の選任)

第5条 協議会の委員に欠員が生じた場合において、当該地域協議会で協議した結果、委員の補充が必要と認められたときは、推薦委員会を招集し、補欠の委員を選出することとする。

(協議会の議事録)

第6条 協議会の会議については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者委員の氏名及び人数
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及び結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議で選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

(地域自治区の区割りの変更及び統廃合に関する事項)

第7条 地域自治区の区割りの変更、統廃合及び分割についての議決は、協議会の会議において総委員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

○ 宮崎市地域自治区地域協議会専門委員会の設置に関する要綱

(設置)

第1条 地域協議会には、その運営に資するため、特定の課題解決に向け、一部の委員で構成する専門委員会を設置することができる。

(所掌事務)

第2条 専門委員会の所掌事項は、前条の目的を達成するため、地域協議会からの委任を受け、次の各号に掲げる事項を所掌するものとする。ただし、定例会又は臨時会における議事の予備的協議にあたるものを除く。

- (1) 地域魅力発信プランの策定又は改訂に関すること。
- (2) 地域のお宝発掘・発展・発信事業に関すること。
- (3) 地域課題の解決に向けた取組に関すること。
- (4) その他市長が必要であると認めるもの。

(委員の報酬及び費用弁償等)

第3条 専門委員会の委員には、報酬を支給しない。

2 委員が専門委員会に出席したときには、費用弁償として1日につき3,000円を支給する。ただし、委員がWEB会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して出席したときには、報償として1日につき2,000円を支給する。

3 前項に規定するもののほか、専門委員会の委員が公務のため、旅行するときは、宮崎市旅費支給条例（昭和44年条例第8号）の例により、宮崎市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第44号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による6級の職務にある者に支給する旅費に相当する費用を支給する。

(委員長の選任)

第4条 専門委員会を構成する委員の互選により、専門委員会に委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、議長となり、専門委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(専門委員会の運営)

第5条 専門委員会は、委員長が招集する。

2 専門委員会は、構成する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、WEB会議システムを利用し、専門委員会を開催することができる。

4 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を専門委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(専門委員会の庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、当該地域自治区の事務所において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

○ 宮崎市地域自治区地域協議会委員推薦委員会設置要綱

(目的)

第1条 宮崎市の各地域自治区における地域協議会委員（宮崎市地域自治区の設置等に関する条例（平成17年条例第62号。以下「条例」という。）第4条の地域協議会の委員をいう。）（以下「協議会委員」という。）を選任するに際し、地域の多様な意見が適切に反映されるよう公正な選任を行うことを目的として各地域自治区に推薦委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の名称)

第2条 委員会の名称は別表のとおりとする。

(委員会の推薦委員)

第3条 委員会は、推薦委員（以下「委員」という。）10名以内で組織する。

2 委員は、当委員会設置目的を達成するため、地域性を考慮し、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とし、11月1日から翌々年の10月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第5条 委員には、報酬は支給しない。

2 委員が委員会の会議に出席したときは、費用弁償として、条例第7条第2項に規定する額に相当する額を支給する。ただし、委員がWEB会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して出席したときは、報償として1日につき2,000円を支給する。

(委員会の委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選によって決める。

3 委員長は、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。ただし、委員長及び副委員長が欠けた場合の補欠の役員の任期は、残任期間とする。

6 委員長及び副委員長は再任することができる。

(審議内容)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 協議会委員の定数に関すること

(2) 協議会委員の推薦に関すること

イ 地域自治区で活動する団体の指定及び当該団体を代表する者の推薦

ロ 公募による者の審査及び推薦

2 委員会は、協議会委員の推薦に当たり、協議会委員が任期を満了することができるよう努めるものとする。

(協議会委員の公募)

第8条 委員会は、協議会委員の公募に当たり、団体や事業所への所属、又は活動の経験等の条件を付すことができる。

(委員会の会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 市長が必要と認めるときは、WEB会議システムを利用し、会議を開催することができる。

- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 5 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。
- 6 前各号に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

(事務局)

第10条 事務局は各地域自治区の事務所に置く。

(委任)

第11条 その他委員会に関し必要な事項は別に市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月20日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成17年度に委嘱した委員の任期は、委嘱の日から平成19年10月31日までとする。
- 3 第9条の規定にかかわらず、地域自治区事務所が設置されるまでの期間は、生活課及び支所で事務を処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年3月31日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成19年1月1日に委嘱した大宮地域自治区の委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。
- 3 第4条の規定にかかわらず、平成21年4月1日に委嘱した大宮地域自治区、東大宮地域自治区の委員の任期は、委嘱の日から平成21年10月31日までとする。
- 4 第9条の規定にかかわらず、平成21年6月1日に大宮地域自治区の区域の一部を分離し、その区域をもって東大宮地域自治区を設置するまでの期間は、大宮地域事務所で事務を処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月31日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成21年1月1日に委嘱した大塚台・生目台地域自治区の委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。
- 3 第4条の規定にかかわらず、平成22年4月1日に委嘱した大塚台地域自治区、生目台地域自治区の委員の任期は、委嘱の日から平成23年10月31日までとする。
- 4 第9条の規定にかかわらず、平成22年6月1日に大塚台・生目台地域自治区の区域を分離し、大塚台地域自治区と生目台地域自治区を設置するまでの期間は、大塚台・生目台地域事務所で事務を処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年9月30日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成22年度に委嘱した佐土原、田野、高岡の各地域自治区の委員の任期は、委嘱の日から平成23年10月31日までとする。
- 3 第9条の規定にかかわらず、平成23年1月1日に佐土原、田野、高岡の各地域自治区を設置するまでの期間は、佐土原、田野、高岡総合支所において事務を処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年12月18日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成26年度に委嘱した清武地域自治区の委員の任期は、委嘱の日から平成27年10月31日までとする。
- 3 第9条の規定にかかわらず、平成27年3月23日に清武地域自治区を設置するまでの期間は、清武総合支所において事務を処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２７年１２月１７日から施行する。
- 2 第４条の規定にかかわらず、平成２７年度に委嘱した赤江、本郷の各地域自治区の委員の任期は、委嘱の日から平成２９年１０月３１日までとする。
- 3 第９条の規定にかかわらず、平成２８年４月１日に本郷地域自治区を設置するまでの期間は、赤江地域センターにおいて事務を処理する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年８月２２日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年１月１４日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 第４条の規定にかかわらず、令和５年１月１日以降に委嘱した委員の任期は、委嘱の日から令和７年３月３１日までとする。
- 3 この要綱は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。

別表

地域自治区	推薦委員会の名称
中央東地域自治区	中央東地域自治区地域協議会委員推薦委員会
中央西地域自治区	中央西地域自治区地域協議会委員推薦委員会
小戸地域自治区	小戸地域自治区地域協議会委員推薦委員会
大宮地域自治区	大宮地域自治区地域協議会委員推薦委員会
東大宮地域自治区	東大宮地域自治区地域協議会委員推薦委員会
大淀地域自治区	大淀地域自治区地域協議会委員推薦委員会
大塚地域自治区	大塚地域自治区地域協議会委員推薦委員会
檜地域自治区	檜地域自治区地域協議会委員推薦委員会
大塚台地域自治区	大塚台地域自治区地域協議会委員推薦委員会
生目台地域自治区	生目台地域自治区地域協議会委員推薦委員会
小松台地域自治区	小松台地域自治区地域協議会委員推薦委員会
赤江地域自治区	赤江地域自治区地域協議会委員推薦委員会
本郷地域自治区	本郷地域自治区地域協議会委員推薦委員会
木花地域自治区	木花地域自治区地域協議会委員推薦委員会
青島地域自治区	青島地域自治区地域協議会委員推薦委員会
住吉地域自治区	住吉地域自治区地域協議会委員推薦委員会
生目地域自治区	生目地域自治区地域協議会委員推薦委員会
北地域自治区	北地域自治区地域協議会委員推薦委員会
佐土原地域自治区	佐土原地域自治区地域協議会委員推薦委員会
田野地域自治区	田野地域自治区地域協議会委員推薦委員会
高岡地域自治区	高岡地域自治区地域協議会委員推薦委員会
清武地域自治区	清武地域自治区地域協議会委員推薦委員会